

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年1月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500335号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500023号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者(以下「対象者」という。)のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、対象者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、対象者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、対象者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、対象者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びにG社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和18年4月上旬から昭和20年4月下旬まで
② 昭和25年7月上旬から昭和27年5月下旬まで
③ 昭和29年1月上旬から昭和30年2月下旬まで
④ 昭和30年2月上旬から同年10月下旬まで
⑤ 昭和38年4月上旬から昭和40年7月下旬まで

請求期間①について、私の夫(対象者)はA社に勤務し、H町の夜学に通っていた。A社には対象者の兄も勤務しており、兄の記録の有無が有力な証拠になると思う。

請求期間②について、私の夫(対象者)はI社J工場に勤務し、K戦争で破壊されたL軍のジープ等を修理する仕事に従事していた。I社J工場とはM市N町にあったI社O工場(P製

作所) であると思う。

請求期間③について、私の夫(対象者)はD社で、コーリングショベル(パワーショベル)のオペレーターの仕事に従事していた。D社の事業所内の対象者宛に送付された手紙や葉書によると、昭和29年6月25日にQ県R郡S町のT作業所、同年9月19日にU県V郡W村のX工事事務所、昭和30年1月15日にQ県Y市Z町のa作業所工事事務所を拠点に、対象者は継続してD社に勤務していたと思う。

請求期間④について、私の夫(対象者)はE社又はb社にタクシー運転手として勤務していた。

請求期間①から④までについては、厚生年金保険の記録がないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑤について、私の夫(対象者)のG社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は昭和38年4月16日となっているが、同日以降も同社又は同社の事業を継承したF社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、対象者がその兄と同じ事業所に勤務していたと主張しているところ、請求者から提出された写真、写真アルバムに添付されていたとする対象者自筆の略年表(以下「略年表」という。)及び氏名、生年月日により対象者の兄と考えられる労働者年金保険の記録から、期間は特定できないものの対象者がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和20年4月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を調査したが、連絡可能な者が見当たらず、それぞれ照会することができないことから、対象者の勤務形態等を確認することができない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、請求期間①に被保険者資格を取得している被保険者を調査したが、対象者の氏名を確認することができない。

さらに、請求者は、対象者の給与から厚生年金保険料(請求期間①については、労働者年金保険料を含む。以下同様。)が控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、A社に係る賃金台帳等の資料もないことから、対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間②について、請求者は、対象者が勤務していたI社J工場とはM市N町にあったI社O工場(P製作所)であると思う旨主張しているところ、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、M市N町に所在していた事業所は、I社P製作所であることが確認できる。

しかしながら、I社P製作所(事業所整理記号：*)は昭和17年6月1日に労働者年金保険の適用事業所となり、昭和25年1月1日にB社に名称変更、昭和27年6月1日にc社に名称変更、昭和39年6月1日にI社に名称変更、昭和45年6月1日にd社e製作所に名称変更後、

平成 15 年 1 月 29 日に C 社に名称変更し、現存していることから、I 社、d 社及び C 社に対象者の勤務期間等について照会をしたものの、いずれも確認できる資料がないため不明と回答している。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②に被保険者資格を取得している者で連絡先が判明した同僚 31 名に照会し、10 名から回答及び陳述があったが、対象者を知っていると回答した者はおらず、対象者の勤務形態等を確認することができない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②に被保険者資格を取得している被保険者を調査したが、対象者の氏名を確認することができない。

加えて、請求者は、対象者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、B 社に係る賃金台帳等の資料もないことから、対象者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、対象者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、I 社については、I 社（事業所整理記号：*）及び f 社（事業所整理記号：*）も請求期間②当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、いずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、対象者の氏名を確認することができない。

また、I 社の関連事業所として g 管轄（h 関係）の事業所を 3 事業所確認することができるが、いずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、対象者の氏名を確認することができない。

3 請求期間③について、請求者から提出された写真（写）、D 社の事業所内の対象者宛に送付された手紙（写）及び葉書（写）並びに略年表により、期間は特定できないものの対象者が D 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D 社は、昭和 43 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため照会することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間③に被保険者資格を取得している者で連絡先が判明した同僚 17 名に照会し、11 名から回答及び陳述があったが、対象者を知っていると回答した者はおらず、対象者の勤務形態等を確認することができない。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間③に被保険者資格を取得している被保険者を調査したが、対象者の氏名を確認することができない。

さらに、請求者は、対象者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、D 社に係る賃金台帳等の資料もないことから、対象者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、対象者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、D 社については、D 社 i 工業所及び D 社 j 出張所も請求期間③当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、いずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、対象者の氏名を確認することができない。

また、請求期間③当時、Q県内にD社と名の付く厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは上記3事業所のみである上、請求者が主張するV郡W村（現在は、k市）を含むU県内においてD社の厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない。

- 4 請求期間④について、請求者から提出された写真（写）及び略年表により、期間は特定できないものの対象者がE社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、E社は、対象者の勤務期間等について確認できる資料がないため不明と回答している上、請求期間④に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者で連絡先が判明した同僚2名に照会し、1名から回答があったが、対象者を知らないと回答しており、対象者の勤務形態等を確認することができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間④に被保険者資格を取得している被保険者を調査したが、対象者の氏名を確認することができない。

さらに、請求者は、対象者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、E社に係る貸金台帳等の資料もないことから、対象者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、対象者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、E社は、昭和33年11月4日にb社に名称を変更しているところ、同社以外の厚生年金保険の適用事業所として、b社1営業所、b社m営業所、b社n営業所を確認することができるが、i) b社1営業所は、昭和31年3月1日にo社として厚生年金保険の適用事業所となり、昭和48年6月30日にb社1営業所に名称を変更していること、ii) b社m営業所は、昭和39年10月26日にp社として厚生年金保険の適用事業所となり、昭和48年12月15日にb社m営業所に名称を変更していること、iii) b社n営業所は昭和54年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、いずれも請求期間④に厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない。

- 5 請求期間⑤について、対象者はG社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和38年4月16日に喪失しているところ、請求者は対象者が同日以降も同社又は同社の事業を継承したF社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者から提出された略年表において、対象者は昭和39年にF社を退職し、同年から昭和42年頃まで約3年間、q社に勤める旨記載しているところ、雇用保険の加入記録によると、対象者は昭和40年4月1日から昭和42年4月30日までr社に勤務していることを確認することができる。

また、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、G社は昭和43年2月27日にF社に名称を変更しているところ、F社はG社の資料も含め対象者に関する資料はない旨回答及び陳述している上、G社に係る事業所別被保険者名簿において、対象者の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日（昭和38年4月16日）の前後1年以内に被保険者資格を喪失している者で連絡先が判明した同僚7名に照会し、2名から回答を得たが、対象者を知っていると回答した者はおら

ず、対象者の勤務形態等を確認することができない。

さらに、G社に係る事業所別被保険者名簿において、対象者の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は、昭和38年4月16日と記載されており、遡って訂正されるなど不自然な形跡は見当たらない上、請求期間⑤に被保険者資格を再取得しているかについても調査したが、対象者の氏名を確認することができない。

加えて、請求者は対象者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、F社は同社及びG社に係る賃金台帳等の資料がない旨回答及び陳述していることから、対象者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、対象者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、G社について、厚生年金保険の適用事業所として確認できるG社s支店は昭和39年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和43年3月6日にF社s支店に名称を変更しているところ、G社s支店に係る事業所別被保険者名簿においても、対象者の氏名を確認することができない。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。